

青森県大規模行為景観形成基準ガイドプラン



青 森 県

目 次

第1章 青森県大規模行為景観形成基準	1
第2章 青森県大規模行為景観形成基準の解説	5
第1 共通事項	5
第2 行為別事項	9
1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転 若しくは撤去又は外観の変更	10
(1) 位置、規模、形態及び意匠	10
(2) 色彩	15
(3) 素材	17
(4) 敷地	19
(5) その他	21
(6) 工作物に関する事項	25
2 屋外における物の集積又は貯蔵	30
(1) 位置及び規模	30
(2) 方法	31
(3) その他	32
3 鉱物の掘採又は土石の採取	33
(1) 方法	33
(2) その他	34
4 土地の区画形質の変更	35
(1) 方法	35
(2) その他	36
5 水面の埋立て又は干拓	37
方法	37

青森県大規模行為景観形成基準ガイドプランの活用にあたって

1 本書の構成

本書の構成は次のとおりです。

第1章 青森県大規模行為景観形成基準

青森県景観条例第17条の規定により定められた、青森県大規模行為景観形成基準（平成8年12月18日青森県告示第814号）を掲載しています。

第2章 青森県大規模行為景観形成基準の解説

青森県大規模行為景観形成基準の内容とその考え方の解説、また景観形成を図るための代表的な手法について、イラストや景観形成事例を示しながら具体的に示しています。

第1 共通事項

各種の大規模行為に共通する基準についての解説と、そのための代表的な具体的配慮事項を示しています。

第2 行為別事項

大規模行為ごとの基準についての解説と、そのための代表的な具体的配慮事項を示しています。

2 青森県大規模行為景観形成基準の解説の構成

対象となる大規模行為を示している

景観形成上配慮すべき項目を示している

大規模行為景観形成基準を示している

基準が必要とされる理由及び考え方を示している

代表的な具体的配慮事項を簡条書きで示している

配慮が望まれるケースと改善ケースをイラストで示している

基準や考え方に基づく景観形成事例を写真で示している

第2 行為別事項	
1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更	
① 位置、規模、形態及び意匠	
【基準】 ① 地域のシンボルとなる山麓近傍地にあっては、主要な視点からの視線を切断したり、景観との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠に配慮すること。	
【解説】 青森県には、各地にシンボルとなる山麓があり、地域の重要な眺望景観を形成しています。これを損なわないためには、山麓近傍の建築物等が視線から突出しすぎないよう配慮する必要があります。また、斜面の上部に建築物等を建築する際は、ボリューム感を和らげるよう工夫する必要があります。	
【配慮事項】 ● 視線を切断する立地を避ける。やむを得ず視線を切断する場合は、特に高さを加え、構築の形態とする。● 形態と視線の関係は、一般的に短冊式の構築の方が調和するとされている。	
● 山麓に立地する場合は、ボリューム感を和らげる。	
	 <p>● 景観と調和するような位置、規模、形態及び意匠としている。</p>
	 <p>● 視線を切断しない位置に建築し、周辺景観からの突出を削いでいる。</p>

第 1 章

第 1 章 青森県大規模行為景観形成基準

青森県大規模行為景観形成基準

区 分		基 準
共 通 事 項		<p>(1) 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(2) 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の良好な景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。</p> <p>(3) 行為地について、市町村が良好な景観の形成に関する基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p> <p>(4) 行為地について、良好な景観の形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。</p>
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更又は工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更	位置、規模並びに形態及び色彩その他の意匠（以下「形態意匠」という。）	<p>(1) 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあっては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(2) 良好な自然景観を有する地域では、これと調和するよう規模及び形態意匠に配慮すること。</p> <p>(3) 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模及び形態意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。</p> <p>(4) 市街地にあつては、周辺の建築物又は工作物との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</p> <p>(5) 建築物又は工作物が全体としてまとまりのある形態意匠となるよう配慮すること。</p> <p>(6) 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</p> <p>(7) 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p>
	素 材	<p>(1) 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。</p> <p>(2) 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。</p>

区 分		基 準
	敷 地	<p>(1) 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するよう配慮すること。特に、住宅地等にあつては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するよう配慮すること。</p> <p>(2) 敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>
	そ の 他	<p>(1) 一つの敷地に複数の建築物、工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。</p> <p>(2) 建築物又は工作物の移転後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。</p> <p>(3) 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさが感じられる景観の形成に配慮すること。</p> <p>(4) 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、堆雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。</p>
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	そ の 他	敷地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。
	そ の 他	跡地は、速やかに郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。
屋外における物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	そ の 他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。
水面の埋立て又は干拓	方 法	埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。



第 2 章

第 2 章 青森県大規模行為景観形成基準の解説

◎第 1 / 共通事項

第1 共通事項

【基準】

- 1 地域の特性を考慮し、周辺景観との調和に配慮すること。

【解説】

地域の特性に根差した景観は、住民の地域に対する共感や愛着を育み、意識を糾合するシンボルとなります。

青森県は、緑豊かな山脈（やまなみ）、清らかな水のある川や湖、変化に富んだ海岸線などの美しい自然や多くの歴史的・文化的遺産に恵まれており、これらが織り成す景観との調和を心掛けて景観形成を進めていくことが大切です。

このため、地域の景観を特徴づけている特性を把握し、これを尊重して大規模行為を計画し、周辺景観と調和した魅力ある景観形成を図ることが必要です。



■自然景観を有する地域



■都市景観を有する地域



■歴史的・文化的遺産を有する地域



■田園景観を有する地域

【基準】

2 大規模行為の行為地（以下「行為地」という。）の選定に当たっては、自然や歴史的・文化的遺産等の地域の優れた景観資源を保全するとともに、主要な視点場からの眺望の妨げにならないよう配慮すること。

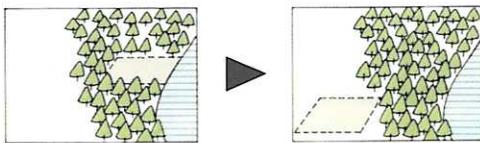
【解説】

優れた自然、歴史的・文化的遺産等の景観を有する地域や、「ふるさと眺望点」などの主要な視点場から眺望される優れた景観を有する地域では、このような景観を乱さないよう慎重な配慮が必要です。

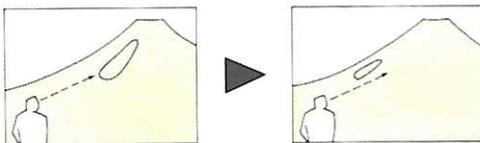
このため、計画されている大規模行為が周辺景観に与える影響を考慮し、これらの優れた景観を損ね、主要な視点場からの眺望を妨げたりすることのないよう行為地を選定することが必要です。

【配慮事項】

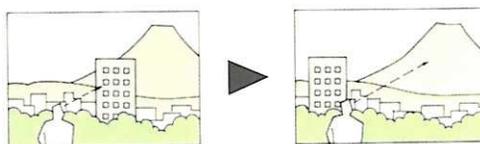
- 優れた景観資源を有する地域への立地を避ける。



- 主要な視点場から眺望される景観を乱さないような位置及び規模とする。



- 主要な視点場から景観資源への眺望を妨げない位置及び規模とする。
・建築物や工作物は、ランドマークやスカイラインへの眺望を妨げない位置、高さとする。



■眺望の妨げにならないような町並みを形成している。



■眺望の妨げにならないような建築物の位置及び規模としている。

第1 共通事項

【基準】

3 行為地について、市町村が市町村景観形成基本方針その他これに類する計画、基準等を定めている場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

【解説】

市町村が地域の特性を生かし、独自に景観形成施策を展開している場合には、これを踏まえて、大規模行為を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

【配慮事項】

- 市町村の景観形成基本方針など、市町村の景観形成に関する計画、基準等を検討し、大規模行為の計画に反映させる。

【基準】

4 行為地について、景観形成に関する協定がある場合は、その内容にも適合するよう配慮すること。

【解説】

地域住民が景観形成に関する協定を定めるなど、地域に根差した取組を展開している場合には、これを尊重して、大規模行為を計画することが必要です。

このことにより、地域に根差した景観形成を図ることが可能となります。

【配慮事項】

- 景観形成住民協定や、建築協定、緑地協定など、景観形成に関する協定が締結されている地域に行為地がある場合、又は接している場合は、これらの内容を十分踏まえ、大規模行為の計画に反映させる。

●第2 / 行為別事項

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(1) 位置、規模、形態及び意匠

【基準】

- ① 地域のシンボルとなる山稜近傍地にあつては、主要な視点場からの稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模、形態及び意匠に配慮すること。

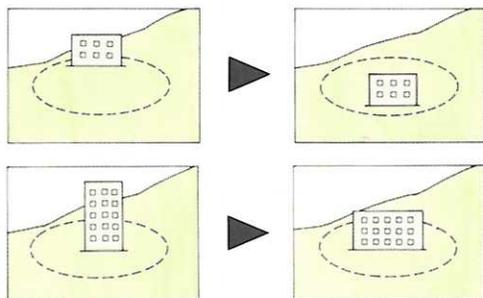
【解説】

青森県には、各地にシンボルとなる山稜があり、地域の重要な眺望景観を形成しています。これを損なわないためには、山稜近傍の建築物等が稜線から突出しすぎないように配慮する必要があります。

また、斜面の上部に建築物等を建築する際は、ボリューム感を和らげるよう工夫する必要があります。

【配慮事項】

- 稜線を分断する立地を避ける。
 - ・ やむを得ず稜線を分断する場合は、特に高さを抑え、横長の形態とする。
 - ※形態と稜線の関係は、一般的に縦長よりも横長の方が調和すると言われている。



- 山腹に立地する場合は、ボリューム感を和らげる。



■背景と調和するような位置、規模、形態及び意匠としている。



■稜線を分断しない位置に建築し、周辺景観からの突出を防いでいる。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(1) 位置、規模、形態及び意匠

【基準】

- ② 優れた自然景観を有する地域では、これと調和するよう、規模、形態及び意匠に配慮すること。

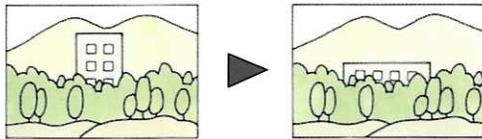
【解説】

青森県には、優れた自然景観を有する地域が多くあります。

このような地域では、建築物等の高さを周辺の樹木と調和させたり、勾配屋根を採用するなど、周辺の自然景観となじむよう工夫する必要があります。

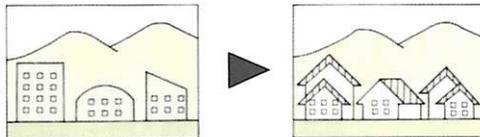
【配慮事項】

- 周辺の樹木と調和した高さとする。



■周辺の樹木と調和した高さとし、自然景観との調和を図っている。

- 建築物にあっては、勾配屋根を採用するなど形態及び意匠に配慮する。



■勾配屋根とすることにより、自然景観との調和を図っている。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(1) 位置、規模、形態及び意匠

【基準】

- ③ 道路等の公共空間に接する部分については、歩行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態及び意匠とするとともに、高層の建築物などにあつては、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。

【解説】

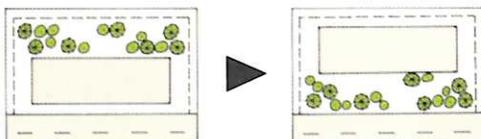
道路等の公共空間の景観は、多くの人々が生活の中で日常的に目にするものです。

このため、道路等に接する部分にできる限りスペースを確保したり、壁面処理を工夫するなど、歩行者に対する圧迫感を緩和し、ゆとりある景観とする必要があります。

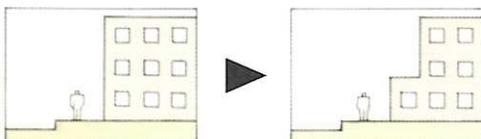
特に、高層の建築物などにあつては、敷地内に公開空地を確保し、人々が集い憩えるような空間を整備することが望まれます。

【配慮事項】

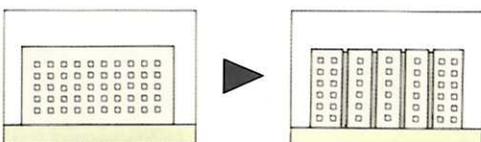
- 道路境界線から後退させる。



- 中高層階を後退させる。



- 大規模な平滑面が生じないよう、壁面の分割、陰影処理等により変化やリズムをつける。



- 高層の建築物などにあつては、敷地内に公開空地を確保し、ポケットパークや緑地として整備する。



■中高層部分を後退させることにより、圧迫感の軽減を図っている。



■単調になりがちな壁面を雁行させて、圧迫感の軽減を図っている。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(1) 位置、規模、形態及び意匠

【基準】

- ④ 市街地においては、周辺の建築物等との連続性を考慮して、町並みと調和した高さ、位置、形態及び意匠とするよう配慮すること。

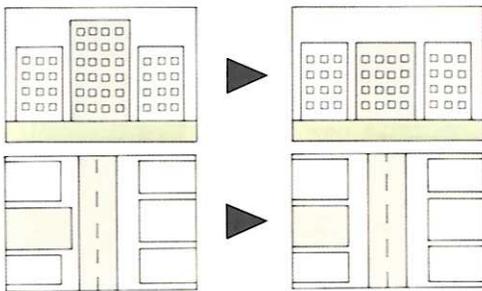
【解説】

市街地では、周辺から突出しないよう建築物等の高さ、壁面の位置、形態及び意匠を工夫し、連続性に配慮することが必要です。

また、それぞれの地域には、気候や地形といった風土に合わせた伝統的な建築様式があります。このような地域の特性をデザインモチーフとして取り入れ、周辺との連続性を考慮するとともに、地域の魅力ある景観の形成に寄与することも必要です。

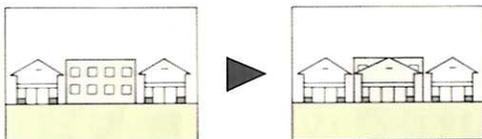
【配慮事項】

- 周辺の建築物と高さや壁面線をそろえる。



■ 壁面の位置をそろえることにより、調和のとれた町並みを形成している。

- 伝統的建造物のある地域や歴史的町並みが連続する地域では、周辺建築物の建築様式を取り入れる。



■ 伝統的な「こみせ」建築の様式を取り入れている。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、若しくは撤去又は外観の変更

(1) 位置、規模、形態及び意匠

【基準】

- ⑤ 建築物等が全体としてまとまりのある形態及び意匠となるよう配慮すること。

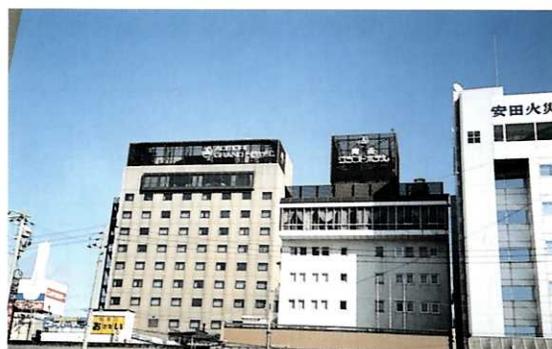
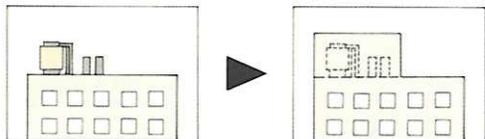
【解説】

高架水槽やアンテナ等の屋上設備、屋外階段や各種パイプ類等の設備が建築物等の本体から独立したり、目立ち過ぎる場合には、全体として繁雑な印象を与えることになります。

このため、これらの設備と建築物等の全体としてのまとまりに配慮し、形態及び意匠を工夫することが必要です。

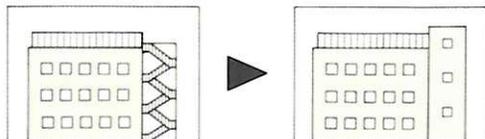
【配慮事項】

- 高架水槽等の屋上設備は、壁面やルーバー等で覆う。
 - ・ 露出する場合は、デザイン等を本体と調和させる。



■屋上設備をルーバーで覆い、建築物本体との一体性を確保している。

- 屋外階段、ベランダ等は建築物本体と一体化するよう形態等を工夫する。



■屋外階段を組み込み、建築物本体との一体性を確保している。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(2) 色彩

【基準】

- ① 周辺景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。

【解説】

色彩は、景観上重要な要素です。

一般に、彩度の低い色や無彩色は落ち着いた印象を与えやすく、彩度の高い純色やそれに近い色はげげげしい印象を与えます。高い明度の色は周辺から浮き上がって見え、反対に極端に低い明度の色は重苦しい雰囲気を与えます。また、単一色で面積が大きくなると、実際の色より明度、彩度が高く見える効果があります。

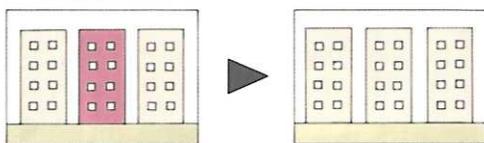
しかし、色彩は、色相、明度、彩度のそれぞれの相互関係や周辺及び背景の色彩の対比など、周囲の環境に応じて異なった印象を与えます。

このため、建築物等の色彩は、落ち着いた色彩を基本としつつ、周辺と調和したものとすることが必要です。

※色彩は、色相（色あい）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）によって表現されます。

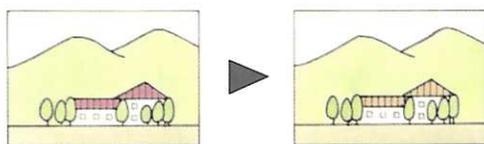
【配慮事項】

- 高い彩度や極端な明度の色の使用は避ける。



■色彩を統一することにより、周辺景観との調和を図っている。

- 周辺の基調となる色彩との調和を図る。自然景観地域や田園・果樹園地域では、彩度を抑え、茶色やベージュ、灰色等の周辺の自然景観となじむ色彩を基調とする。



■落ち着いた色彩により、自然景観との調和を図っている。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(2) 色彩

【基準】

- ② 多くの色彩やアクセント色を使用する場合は、その数、色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。

【解説】

多くの色彩やアクセント色を使用すると、一般的に周辺景観から浮き出た印象を与えるなど、周辺景観との調和を図ることが難しくなります。そこで、このような場合には、全体としてのまとまりや周辺景観との調和を検討し、用いる色の数や、それら色彩相互の調和、バランスに十分に配慮することが重要です。

【配慮事項】

- 多くの色彩を用いる場合は、色彩相互の調和及び周辺景観との調和を考慮して使用する。
- アクセント色の使用は、周辺景観との調和を考慮して使用量を最小限に抑える。
 - ・ 彩度の高い派手な色を大面積で使用しない。
 - ・ にぎわいを演出する商店街等においては、入口や壁面等に部分的かつ効果的に用いる。



■色彩相互の調和及びバランスに配慮し、周辺景観との調和を図っている。



■アクセント色が効果的に使用されている。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(3) 素材

【基準】

- ① 周辺景観と調和する素材を採用するよう配慮すること。

【解説】

建築物等の素材は、質感や量感をもたらすものであり、景観上重要な要素です。

このため、市街地では、周辺の建築物等の質感や量感を十分踏まえて素材を採用するとともに、自然景観を有する地域では、木材、石材等の自然素材を活用することにより、周辺景観との調和を図る必要があります。

【配慮事項】

- 地域の景観に調和した素材を使用する。
- 自然景観を有する地域では、自然素材をできる限り使用する。
やむを得ない場合は、自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



■ 石材を使用することにより、周辺景観との調和を図っている。



■ 木材を使用することにより、周辺景観との調和を図っている。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

③ 素材

【基準】

- ② 可能な限り、耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を採用するよう配慮すること。

【解説】

景観は、長い時間の中で醸成されていくものです。景観の質を長期間にわたって維持するとともに、年月を経るに従い風合いを増し、周辺となじんだものとするためには、建築物に用いる素材を耐久性や耐候性に優れ、維持管理の容易な素材とすることが必要です。

【配慮事項】

- 耐久性や耐候性に優れ、維持管理の容易な素材を使用する。



■老朽化の目立たない素材を使用している。

- 年数とともに風合いを増すような素材を使用する。



■年月を経るに従い風合いを増す素材を使用している。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(4) 敷地

【基準】

- ① 敷地内は、可能な限り郷土種を用いて緑化するように配慮すること。特に、住宅地等においては、敷地の周囲を生け垣等により緑化するように配慮すること。

【解説】

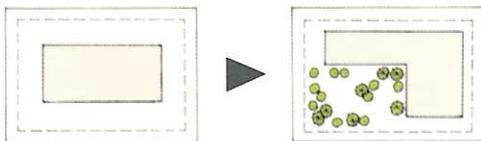
緑化は建築物等の圧迫感を緩和するとともに、ゆとりと潤いをもたらす景観を創出するための最も効果的な手段となります。

このため、敷地内はできる限り空地を確保して緑化に努めるとともに、特に住宅地等においては、人の目に触れることの多い道路等に接する部分を生け垣や樹木により重点的に緑化することが必要です。

また、緑化に当たっては、地域の風土にあった樹種を選定することが望まれます。

【配慮事項】

- 敷地内部に空地を確保して緑化する。



■道路に接する部分に空地を確保し緑化している。

- 道路等に接する部分を生け垣や樹木により緑化する。



■生け垣により潤いのある景観が形成されている。

- 緑化に当たっては郷土種を活用する。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(4) 敷地

【基準】

② 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

【解説】

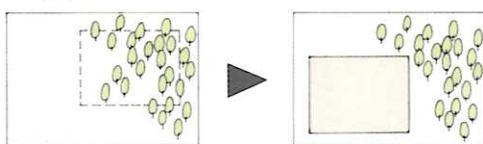
樹姿や樹勢が優れた樹木は、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。

このため、このような樹木が敷地内にある場合は、これをできる限り保存することが望まれます。

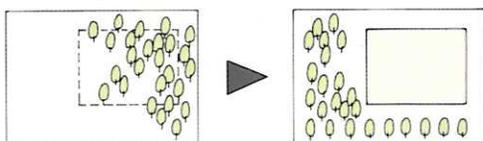
現況での保存が不可能な場合は、移植して修景に生かす工夫が必要です。

【配慮事項】

- 樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存する。



- ・ 保存が不可能な場合は、移植し修景に生かす。



■ 樹勢の優れた樹木を保存している。



■ 樹姿の優れた樹木を保存している。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(5) その他

【基準】

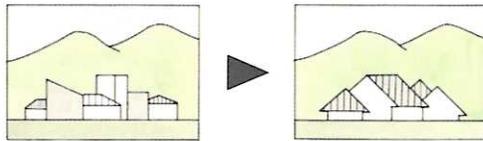
- ① 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び施設全体と周辺景観との調和に配慮すること。

【解説】

敷地内に複数の建築物や工作物、付帯施設を設ける場合は、位置、規模、形態、色彩等について、それぞれが周辺景観と調和するとともに、これらの建築物等が、全体としてまとまりや統一性を保ち、周辺景観と調和することが必要です。

【配慮事項】

- 形態、意匠、色彩等に統一性をもたせる。



■形態、意匠及び色彩を統一し、まとまりのある住宅団地を形成している。



■形態、意匠及び色彩を統一し、まとまりのある工業団地を形成している。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(5) その他

【基準】

- ② 建築物等の撤去後の跡地は、周辺景観との調和が損なわれないよう配慮すること。

【解説】

建築物等の撤去後の跡地は、町並みの連続性を阻害し、また、適切な維持管理がなされていない場合や、資材置場等に使用されている場合は、雑然とした印象を与えることがあります。

このため、必要な遮へいや維持管理を行い、周辺景観との調和を損なわないよう配慮する必要があります。

【配慮事項】

- 道路等に接する部分に樹木による緑化や木塀等の設置を行う。



■ 建築物の撤去後の跡地の周囲を緑化することにより、周辺景観との調和を図っている。



■ 建築物の撤去後の跡地の周囲に木塀を設置することにより、周辺景観との調和を図っている。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(5) その他

【基準】

- ③ 必要に応じ、スロープや段差のない入り口の設置等により、やさしさを感じられる景観の形成に配慮すること。

【解説】

人々が日常的に利用する建築物は、高齢者、障害者等への配慮が外観上もうかがえるものであることが望めます。

このため、これらの建築物については、スロープや段差のない入り口の設置等に配慮する必要があります。

【配慮事項】

- 歩道等からの安全なアプローチを確保する。



■スロープを設置し、やさしさを感じられる景観を形成している。



■視覚障害者にも配慮した点字ブロックを設けている。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(5)その他

【基準】

- ④ 行為地が積雪地である場合は、防雪施設、たい雪スペース等の設置を考慮するとともに、積雪期以外におけるこれらの施設と周辺景観との調和に配慮すること。

【解説】

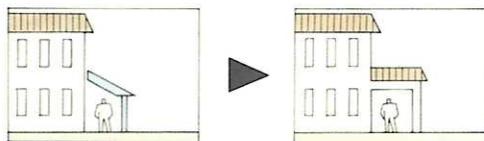
雪の多い青森県にとって、雪対策は必要不可欠なものです。

このため、必要に応じ、防雪施設等の設置を考慮するとともに、その際には、周辺景観にも配慮して建築物と一体化したデザインとすることが望まれます。

なお、これらの防雪施設が積雪期以外において、周辺景観に違和感を与えないことも必要となります。

【配慮事項】

- 防雪通路を建築物本体と一体化したデザインとする。



■ 建築物と一体化した防雪通路を設置している。

- 敷地内にたい雪スペースを確保する。



■ 建築物と調和した防雪通路を設置している。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(6) 工作物に関する事項

条例に規定する工作物は、多種多様であることから、(1)から(5)までの配慮事項に加え、工作物の類型ごとに次の事項について配慮する必要があります。

① さく、塀、擁壁

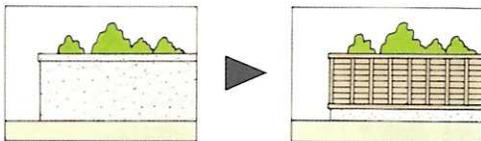
【考え方】

コンクリート等の人工素材を多用する場合は、単調性や圧迫感が問題となります。このため、周辺景観となじむよう素材を工夫する必要があります。

【配慮事項】

[素材]

- 自然素材を活用する。
 - ・ やむを得ない場合は、自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



■黒塀により落ち着いた町並みを形成している。



■自然素材に似せた材料を使用している。

第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(6) 工作物に関する事項

② 煙突等（煙突、排気塔、物見塔、電波塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱）

【考え方】

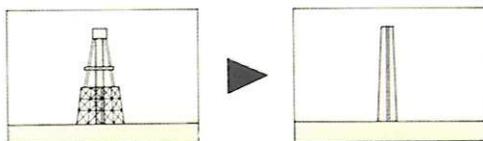
形状が、柱状や塔状で、一定以上の高さがあるため、周辺との間に違和感を与えることがあります。

このため、立地する場所に応じ、形態、意匠及び色彩を工夫し、周辺景観との調和を図ることが必要です。

【配慮事項】

[形態及び意匠]

- できる限りすっきりとした形態及び意匠とする。



■形態及び意匠を工夫し、違和感の軽減を図っている。

[色彩]

- 周囲と調和した色彩とする。



■色彩を工夫し、違和感の軽減を図っている。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(6) 工作物に関する事項

③ 電気供給のための電線路等の支持物

【考え方】

巨大な金属素材であるため威圧感を与えやすく、また稜線や平坦地に連続して設置されるため、違和感を生じさせることもあります。

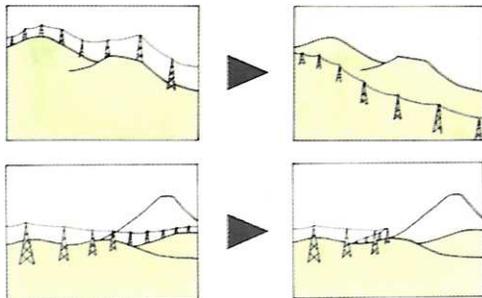
このため、威圧感を軽減するとともに、できる限り目立たないようルート等を工夫する必要があります。

【配慮事項】

[位置及び規模]

- ルート設定を工夫して目立ちにくくする。

稜線からできる限り低い位置とする。



■ ルート設定を工夫することで、違和感の軽減を図っている。

[色彩]

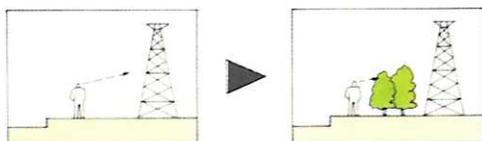
- 茶やグレー等の落ち着いた色彩とする。



■ 基部を緑化することにより、違和感の軽減を図っている。

[敷地]

- 基部を樹木により緑化する。



第2 行為別事項

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(6) 工作物に関する事項

④ 広告板、広告塔

【考え方】

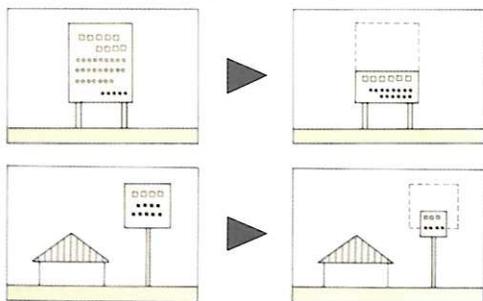
広告板等は、大きく派手なものであったり、無秩序に乱立していると、景観を雑然とさせ、また、場合によっては、稜線やランドマークへの眺望を阻害します。

このため、設置する位置に十分留意するとともに、規模、形態、意匠及び色彩を工夫し、周辺景観との調和を図る必要があります。

【配慮事項】

[位置及び規模]

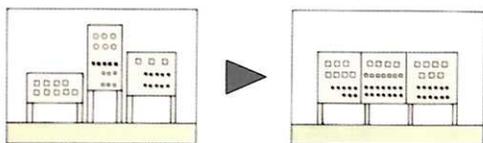
- 高さや表示面積をできる限り抑える。



- 道路から後退させ、周辺の広告板等と位置をそろえる。

[形態及び意匠]

- できる限り複数の広告板等を集合化させる。



- シンプルですっきりとしたデザインとする。

[色彩]

- 色彩や色数を工夫し、けばけばしいものとしなない。



■ 広告板の表示面積を小さくし、集合化している。



■ 広告板を集合化している。

1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観の変更

(6) 工作物に関する事項

⑤ アスファルトプラント等

【考え方】

用途や機能上、高さ、幅などボリュームが大きく、またパイプ類が多数露出して配管されるなど、異様な印象や威圧感を生じさせることがあります。

このため、位置、規模、形態等を工夫して、周辺景観との調和に配慮する必要があります。

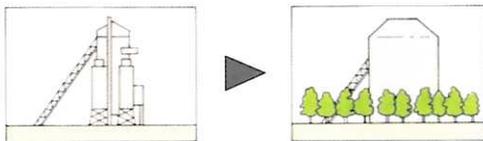
【配慮事項】

[位置及び規模]

- 前面道路からできる限り後退する。

[形態及び意匠]

- すっきりしたデザインとする。
 - ・パイプ類を工作物本体に組み込む、又は集約化させる。



[色彩]

- 落ち着いた色彩とする。

[敷地]

- 敷地の外周を緑化する。



■落ち着いた色彩とすることにより、周辺景観との調和を図っている。



■敷地の外周を緑化し、威圧感の軽減を図っている。

第2 行為別事項

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(1) 位置及び規模

【基準】

道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮すること。

【解説】

道路沿いに見られる鉄骨等の資材や廃車の野積みは、沿道景観に違和感を生じさせます。

このため、集積又は貯蔵の位置及び規模を工夫し、道路等の公共空間から見えにくくすることが必要です。

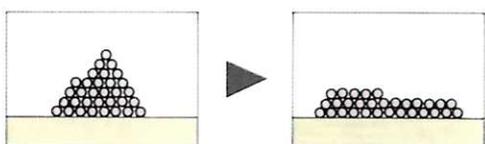
【配慮事項】

- できる限り道路等の公共空間から離れた位置とする。



■ 道路から離れた位置とすることにより、違和感の軽減を図っている。

- できる限り積み上げの高さを低くする。



■ 積み上げの高さを低くすることにより、違和感の軽減を図っている。

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(2) 方法

【基準】

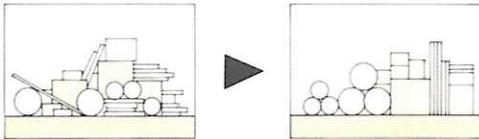
高さを可能な限り抑えけるとともに、整然とした物の集積又は貯蔵を行うよう配慮すること。

【解説】

雑然と行われた資材や廃車の野積みは、周辺景観との間に不調和をもたらします。
このため、積み上げの方法に配慮して、整然とした集積又は貯蔵を行うことが必要です。

【配慮事項】

- 整然とした物の集積又は貯蔵を行う。



■ 整然と集積することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。



■ 整然と集積することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。

第2 行為別事項

2 屋外における物の集積又は貯蔵

(3) その他

【基準】

道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を郷土種を用いた緑化や塀の設置等により遮へいし、周辺景観との調和に配慮すること。

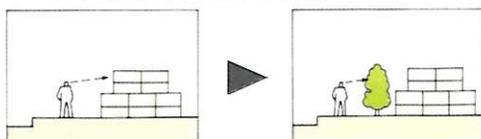
【解説】

物の集積又は貯蔵は、連続した沿道景観を分断することが多いため、できる限り遮へい措置を講じることにより、道路等から見えないようにすることが必要です。

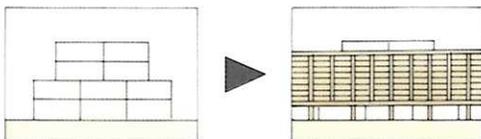
このため、敷地の外周について、郷土種を用いた緑化、木塀の設置等を行い、また、道路等から敷地内が見渡せないよう出入口の位置を工夫する必要があります。

【配慮事項】

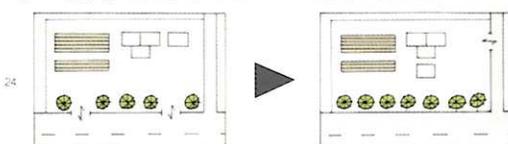
- 道路等に面する部分に遮へい措置を講じる。
 - ・ 遮へい効果の高い常緑樹等により緑化する。
 - ・ できる限り郷土種を活用する。



- ・ 木塀等を設置する。



- 敷地の出入口をできる限り限定する。



■ 敷地の周囲を緑化することにより、周辺景観との調和を図っている。



■ 敷地の周囲に木塀を設置することにより、周辺景観との調和を図っている。

3 鉱物の掘採又は土石の採取

(1) 方法

【基準】

掘採又は採取は整然と行い、必要に応じて郷土種を用いた緑化や塀の設置等により周辺景観との調和に配慮すること。

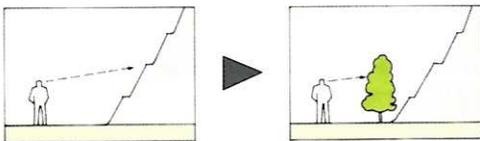
【解説】

鉱物の掘採又は土石の採取は規模が大きく、山の斜面など目につきやすい場所で行われるため、周辺景観に大きな影響を与えます。

このため、掘採又は採取は計画に沿って整然と行うとともに、行為中は道路等からできる限り見えないよう遮へい措置を講じる必要があります。

【配慮事項】

- 道路等に面する部分に遮へい措置を講じる。
 - ・ 遮へい効果の高い常緑樹等により緑化する。
 - ・ できる限り郷土種を活用する。
 - ・ 緑化による遮へいが困難な場合は、敷地の外周に木塀等を設置する。



■道路に面する部分の樹木を残すことにより遮蔽している。



■道路に面する部分を緑化することにより遮蔽している。

第2 行為別事項

3 鉱物の掘採又は土石の採取

(2) その他

【基準】

跡地は、速やかに、郷土種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を行うよう配慮すること。

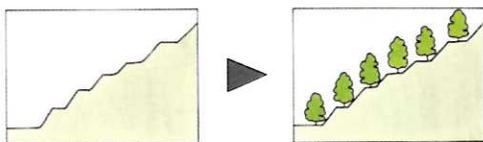
【解説】

鉱物の掘採や土石の採取は、既存の自然地形、植生を大きく変えることとなります。

このため、行為後の跡地に生じる法面や擁壁について、周辺植生を考慮し、速やかに緑化に努め、周辺の自然景観となじませる必要があります。

【配慮事項】

- 跡地を速やかに緑化する。
 - ・できる限り郷土種を活用する。



■ 行為が終了した位置から緑化することにより、周辺景観との調和を図っている。



■ 跡地を緑化したことにより、周辺の自然景観と馴染んできている。

4 土地の区画形質の変更

(1) 方法

【基準】

現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮すること。やむを得ない場合は、法面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。

【解説】

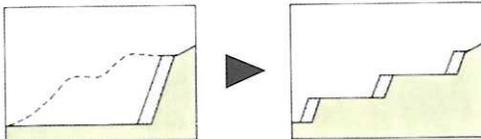
山や丘陵地での土地の区画形質の変更により、現況の地形が大きく変化する場合は、行為後に生じる法面や擁壁が周辺景観との間に不調和をきたすことがあります。

このため、現況の地形を大きく変えないよう配慮するとともに、長大な法面や擁壁が生じないように工夫することが必要です。

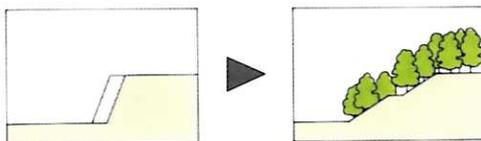
やむを得ず生じた法面は、植栽等の緑化を行うとともに、擁壁は、形態や素材を工夫して、周辺景観になじませることが必要です。

【配慮事項】

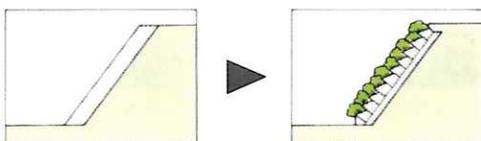
- 法面、擁壁の高さをできる限り低くする。
 - ・地形の分節化を図る。



- 法面は緑化する。
 - ・できる限り郷土種を活用する。



- 擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とする。
 - ・緑化ブロックや植栽帯の設置が可能な形態とする。
 - ・自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。



■地形を分節化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。



■法面を緑化することにより、周辺景観との不調和の軽減を図っている。

第2 行為別事項

4 土地の区画形質の変更

(2) その他

【基準】

敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。

【解説】

樹姿又は樹勢が優れた樹木は、地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしています。このため、このような樹木が敷地内にある場合は、これをできる限り保存することが望まれます。

しかし、現況での保存が不可能な場合は、移植して修景に生かす工夫が必要です。また、敷地内にできる限り緑地を確保することも重要です。

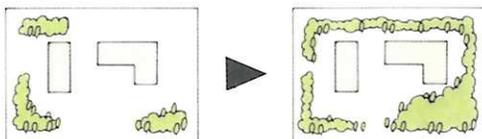
【配慮事項】

- 樹姿又は樹勢が優れた樹木は保存する。
 - ・保存が不可能な場合は、移植し修景に生かす。



■ 樹勢の優れた樹木を保存修景に活用している。

- 敷地内にまとまった緑地を確保する。



■ 緑化により潤いのある景観を形成している。

5 水面の埋立て又は干拓

○ 方法

【基準】

埋立て又は干拓により生じる護岸、擁壁等は、周辺景観と調和するよう形態、素材等に配慮すること。

【解説】

水面の埋立てや干拓により生じる護岸、擁壁等については、周辺の自然地形との調和や、場合によっては親水性にも配慮した形態とし、自然素材に似せたコンクリート材等を使用するなど、柔らかさを演出することが必要となります。

【配慮事項】

- 自然地形と調和した形態とする。

- 自然素材をできる限り使用する。
やむを得ない場合は、自然素材に似せたコンクリート材等を使用する。

- 護岸については、親水性にも配慮する。